

令和8年度ものづくり市場展開加速化業務委託 公募型プロポーザル実施要領

※ 本公募型プロポーザルは、令和8年度当初予算の成立後速やかに事業を実施するために、新潟県議会令和8年2月定例会における予算の議決に先立って行うものです。今回の公募による採択提案の決定については、県議会における当初予算の可決が前提となり、今後、内容等が変更となる場合があります。

1 趣旨

本要領は、「令和8年度ものづくり市場展開加速化事業」の業務を委託するに当たり、受託候補者を公募型プロポーザルによって選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度ものづくり市場展開加速化業務

(2) 目的

本業務は、県内製造業における自社技術の評価とこれを踏まえた新市場の探索、新たな用途開発、必要となる外部連携体制の構築、そして潜在顧客との接点づくりを支援するプログラムを実施することで、新規事業構想や事業企画書の立案を支援し、県内企業の新規市場展開を加速させることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「令和8年度ものづくり市場展開加速化業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

3 見積限度額

総額 14,300,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）

4 スケジュール

内 容	日 程
募集公示	令和8年3月24日(火)
質問受付	令和8年3月24日(火)～令和8年3月31日(火) 17時00分
質問に対する回答	令和8年4月3日(金)
参加申込み受付	令和8年3月24日(火)～令和8年4月8日(水) 17時00分
参加資格の確認結果通知	令和8年4月13日(月)
企画提案書の受付	令和8年4月13日(月)～令和8年5月8日(金) 17時00分
審査委員会	令和8年5月13日(水)～令和8年5月19日(火)のいずれか
審査結果通知	令和8年5月22日(金)
契約	令和8年6月上旬

※本スケジュールは予定であり、日程は変更となる場合があります。

5 資格要件

次の掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。
- (6) 委託契約における受託者として、契約責任を果たす能力を持ち、財政的健全性を有していること。
- (7) 事業執行に当たり、新潟県の指示に従い、経理処理や事業遂行、その報告などを適切に行う事務的管理能力を有しており、そのための体制が整備されていること。
- (8) 新潟県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。

6 実施要領についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

実施要領についての質問は以下により行うこと。なお、電話や来訪による口頭での質問、期限を過ぎた質問は受け付けない。

【受付期間】令和 8 年 3 月 24 日（火）から令和 8 年 3 月 31 日（火）17 時 00 分（必着）

【提出方法】① 様式 1 「令和 8 年度ものづくり市場展開加速化委託公募型プロポーザル実施要領質問書」を電子メールにより提出すること。

② 電子メールの件名は「ものづくり市場展開加速化業務委託公募型プロポーザル質問」とすること。

【提出先】「12 問合せ先」に同じ。

(2) 質問に対する回答

令和 8 年 4 月 3 日（金）を目安に、県ホームページにおいて公開する。なお、質問に対する回答は、実施要領及び委託仕様書の追加又は修正とみなす。

7 参加申込み及び参加資格の確認結果の通知

(1) 参加申込み

本公募型プロポーザルへの参加申込みは以下により行うこと。なお、期限を過ぎた参加申込みは受け付けず、企画提案への参加は認められない。

【受付期間】令和 8 年 3 月 24 日（火）から令和 8 年 4 月 8 日（水）17 時 00 分（必着）

【提出方法】ア 以下の 3 点を電子メールにより提出すること。

- ① 様式2「令和8年度ものづくり市場展開加速化業務委託公募型プロポーザル参加申込書」（作成後PDFデータにして提出すること）
 - ② 様式3「会社概要」（作成後PDFデータにして提出すること）
 - ③ 法人等の概要が分かるパンフレット等（PDFデータ）
- イ 電子メールの件名は「ものづくり市場展開加速化業務委託公募型プロポーザル参加申込」とすること。

【提出先】「12 問合せ先」に同じ。

(2) 参加資格の確認結果の通知

期限までに参加申込みをした者全員に対し、令和8年4月13日（月）までに参加資格の確認結果を電子メールで通知する。

8 企画提案書の作成要領

(1) 提出書類

ア 企画提案書

(ア) 別紙「令和8年度ものづくり市場展開加速化業務委託仕様書」を踏まえ、以下の項目について実際に履行可能な内容を明確に記載すること。

- ① 業務の実施方針（業務に対する考え方、自社の強み等）
- ② 業務の実施計画（実施内容、実施手法、スケジュール等）
- ③ 業務の実施体制（人員の配置、関係機関、再委託先（ある場合）との連携体制等）
- ④ 付加的な提案（ねらい、内容等）

(イ) 提案書は、原則A4版（長辺綴じ、縦横どちらでも可）とし、中折りを条件にA3版も使用可とする。

表紙に「令和8年度ものづくり市場展開加速化業務委託提案書」と標記し、余白に会社名を表示すること。なお、文字サイズは10ポイント以上とすること。

(ウ) 提案書は、10ページ以内とする。（表紙、目次、裏表紙を除く。）

(エ) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(オ) 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

イ 様式3「会社概要」（法人等の概要が分かるパンフレット等を添付すること）

ウ 様式4「類似業務実績一覧表」

エ 見積書

見積の総額及び内訳について、作成すること。（様式任意）

※押印は省略可能とするが、省略する場合は見積書に発行責任者及び担当者（同一でも可）の氏名、連絡先をそれぞれ記載すること。

(2) 提出方法等

上記(1)アからエの書類について、電子データ（PDF）及び紙面5部（正本1部、副本4部）を提出すること。なお、期限を過ぎてからの提出や差替え等は受け付けない。

【受付期間】令和8年4月13日（月）から令和8年5月8日（金）17時00分（必着）

【提出方法】① 電子データは電子メールで件名を「ものづくり市場展開加速化業務委託公募型プロポーザル企画提案書」として提出すること。

② 紙面は持参又は書留等による郵送にて提出すること。

③ 持参する場合は土日・祝祭日を除く8時30分から12時00分及び13時00分から17時00分の間に限る。

【提出先】「12 問合せ先」に同じ。

(3) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

9 審査要領

(1) 審査方法

外部有識者を含む「令和8年度ものづくり市場展開加速化業務受託候補者審査委員会」(以下「審査委員会」という。)が以下(3)に定める審査基準に基づき、提出された提案書及びヒアリングで審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

(2) ヒアリング

ヒアリングは審査委員会開催日(令和8年5月13日(水)～令和8年5月19日(火)のいずれか)に実施し、原則として審査委員と参加者がオンライン形式で行うものとする。

- ① プレゼンテーション 10分程度、質疑応答 10分程度とする。
- ② プレゼンテーションは提出した提案書を投影する形で行うものとする。
- ③ 応募状況等により、スケジュールや審査方法は変更となる可能性がある。
- ④ 審査委員会の日時、参加方法の詳細については、別途参加者へ電子メールで連絡する。

(3) 審査基準

評価項目		審査の視点	配点
提案内容	企画内容	●事業目的を十分に理解し、適切かつ具体的な方法が提案されているか ●内容に創意工夫が見られ、確実な事業効果が期待できるか	40
	産業界とのネットワーク	●用途開発や新規市場展開に資する想定顧客や外部連携先とのネットワークを有しているか	20
	独自提案	●仕様書の趣旨・目的を踏まえた上で独自提案があり、事業効果をより一層高めることが期待できるか	10
業務遂行能力	業務実績	●本事業と類似業務の実績及びノウハウを有しているか	10
	業務実施体制	●本事業を遂行するため、技術や事業化等に関する知識・ノウハウを有する専門人材の配置など十分な体制となっているか	10
スケジュール		●本事業の実施に向けた適切なスケジュールが設定されているか	5
見積りの妥当性		●見積りの内容が適正と判断できるものか	5
合計			100

(4) 審査結果の通知

審査結果については、参加者全員に対し令和8年5月22日（金）を目安に電子メールで通知する。また、審査委員会が決定した最も優れた提案を行った者の事業者名を県ホームページで公開する。

10 契約の締結

県は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行ったものと協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

11 その他の留意事項

- (1) 本企画提案に要する経費及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。
- (2) 受託候補者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 県に提出された提案書等は、本委託事業における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (4) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加者に通知することなく複製することがある。
- (5) 提出された参加申込書、提案書等は返却しない。
- (6) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、様式5「令和8年度ものづくり市場展開加速化業務委託公募型プロポーザル参加申込辞退書」を提出すること。
- (7) 失格事項
次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
 - ① 本実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者。
 - ② 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
 - ③ 期限後に提案書を提出した者
- (8) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、県に帰属する。
- (9) 受託者は、委託事業の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとの委託事業の内容、再委託先の概要について事前に県と協議し、了解を得なければならない。

12 問合せ先

新潟県 産業労働部 創業・イノベーション推進課

次世代技術振興係

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

電話 025-280-5244（直通）

E-Mail ngt050030@pref.niigata.lg.jp